

# 都留市地域福祉計画

人権を尊重し、互いに支え合う福祉のまちづくり



平成22年9月  
都留市



## はじめに

21世紀も早や10年が過ぎようとしています。少子高齢化は一段と進み、人口は減少し続け、過疎化の進展により地域の活力は低下してきております。核家族や単身者の世帯は増加傾向にあり、人々の孤立感はますます深まっています。人々のつながりは希薄化し、家庭や地域の相互扶助機能が低下したため、障害者の地域生活、高齢者の介護、子育てに対する不安は一層増大しております。

また世界的な経済不況により、失業や雇用不安などの生活不安を抱えて、人々のストレスは増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりといった社会問題も懸念されています。

さらに高度経済成長による経済的豊かさを経験し、価値観やライフスタイルが変化した結果、人々の求めるニーズや生活課題も多様化したため、行政だけではニーズへの対応が困難になってきております。そのため地域に住む市民一人ひとりの協力が必要となってきました。

このような中で、本市では多様な生活課題の解決に向け市民と一体となって地域福祉活動に取り組んでいくために、「人権を尊重し、互いに支え合う福祉のまちづくり」の理念のもと、①「地域で共に支え合う、安心して暮らせる、住民主体のまち」、②「利用者本位の福祉サービスが充実したまち」という2つの目標を掲げ、『都留市地域福祉計画』を策定いたしました。

地域福祉活動の本質は、市民が助け合い、支え合って共に生活課題を解決していくことにほかありません。

今後は、本計画に基づき、着実に施策を実施していくことで、地域福祉活動の推進を図っていきたいと考えております。地域福祉活動の推進には、市民の皆様の主体的な参加が欠かせません。市民の皆様には本計画の理念をご理解いただき、地域福祉活動へのご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様、都留市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様に対し心からお礼を申し上げます。

平成 22 年9月

都留市長 小林 義 光

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状.....	5
1 都留市の現状.....	5
2 地域の福祉活動の現状.....	7
3 福祉関係計画の動向.....	8
第3章 計画の基本的な考え方.....	13
1 施策の体系.....	13
2 計画の基本理念.....	14
3 計画の基本目標.....	14
第4章 地域福祉推進のための具体的施策の展開.....	15
1 住民主体の地域福祉活動の推進.....	15
2 ボランティア団体・NPO法人の活動の推進.....	16
3 災害時の要援護者の支援.....	17
4 総合的な相談支援体制の整備.....	19
5 情報提供機能の強化.....	20
6 福祉サービス利用者の権利擁護.....	21
7 多様な事業主体によるサービス提供体制の整備.....	23
第5章 計画の推進に向けて.....	24
1 計画の進行管理について.....	24

## 資料編

- 1 都留市地域福祉計画策定委員会委員名簿
- 2 都留市地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 3 都留市地域福祉計画策定の経過

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景・趣旨

今日多くの人々は、グローバル化した経済社会の中で、目まぐるしく変化する社会情勢に翻弄されながら、生活の不安や様々なストレスを抱えて生活しています。そのような中で我が国においては、世界的な経済不況による失業率の上昇や非正規雇用者の増大、少子高齢化の進行や地域コミュニティの変容による社会的なつながりの希薄化など解決すべき多くの問題や課題が山積しています。

その解決すべき課題の一つが人口減少問題です。厚生労働省の人口動態調査によると、平成 17 年をピークに毎年我が国の人口は減少しています。また国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口(平成 20 年 12 月推計)」によれば、本市の人口は平成 17 年の 35,017 人から平成 47 年には 29,005 人まで減少すると推計されています。これを年齢別人口で見ると、平成 17 年は 0～19 歳が 7,646 人(21.8%)、20～64 歳が 20,217 人(57.7%)、65 歳以上が 7,154 人(20.5%)であったのに対し、平成 47 年ではそれぞれ 4,504 人(15.5%)、15,191 人(52.4%)、9,310 人(32.1%)になると推計されています。このように地域の若者世代が減少し高齢者世代が増加すると、過疎化の進展による地域社会の活力低下や医療、年金、介護などの社会保障給付費の増大につながる事が予想されます。社会保障給付費の増大は、若者世代の社会保険料の負担増を招き、その結果所得のうちで消費に使える分が減少するなど若者世代の消費活動に多大な影響を及ぼすことになるでしょう。税収入の減少も予測される中で、本市においても社会保障給付費の増大は、公費負担の増加による財政の悪化を招くため、行政サービスの質と量の低下につながる恐れも懸念されるところであります。

また我が国では人々の社会的なつながりの希薄化ということも懸念されています。内閣府による平成 19 年版国民生活白書では、人々のつながりにおける生活への影響についての分析がなされています。その中で、『家族のつながり』については、精神的な安らぎを求めているにもかかわらず「同居している家族と一緒に家で過ごす時間が少ないこと、家においても家族と過ごさないことなどにより、家族の行動が個別化し、その結果家族のつながりが弱まっている」と指摘し、また親世代と子ども世代の別居化の進展について「親世代は全面的付き合いから、もう少し軽い付き合いを好むようになった」と、核家族化の背景に親世代の意識の変化があることを指摘しています。そして『地域のつながり』については、①「人々の求める地域のつながりが、深いものから浅いものへと変化していること」、②「職住が分離し地域との結び付きが浅い傾向にある雇用者が増加したこと」、③「地域とのつながりが少ない単身世帯が増加した」、④「地域から孤立する傾向にある賃貸共同住宅が増加していること」を希薄化の要因にあげています。しかしつながりの希薄化が現実に進む一方で、人々の意識の中では、「日常的には深い付き合いは望まないものの、困ったときは助け合いたいとの希望を持っており、いざというときは近隣関係を頼りにしていること」、「ある程度の距離を置いたつながりを好むようになった」とはいえ、現実のつながりがそれ以上に希

薄化が進み、むしろ必要とするつながりがもてないことへの不都合を感じていること」も指摘されています。つながりの希薄化は、家族や地域における孤立感を一層深めるため、援助を必要としても誰にも相談できずにいる人々がひき起こす「ひきこもり、家庭内暴力、虐待、ホームレス、自殺」といった社会問題の一つの要因として深いかかわりがあると思われまます。今の時代に合った新たな『つながり』を作り上げることが多くの人々から求められているのです。

このような社会状況の中で、福祉行政は極めて重要な役割を担うこととなりますが、行政だけでは地域住民の様々な生活上の課題に対応することは困難となってきました。そこで新たに求められることは、地域住民が主体となり、つながりや思いやりを持って助け合い、支え合って共に生きていくことです。地域の誰もが安心して充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉を、住民自身の手で推進していく必要があります。このことがまさに地域福祉活動の推進ということなのです。

本市では長期ビジョンである基本構想を基に第 5 次都留市長期総合計画を策定し、福祉分野を含めた政策の実施に向けて基本計画及び実施計画を定めるとともに、高齢者保健福祉・介護保険分野、次世代育成支援分野、障害福祉分野ごと個別に各法律に基づく補完計画を定めて、各福祉施策を実施してきました。今回策定した地域福祉計画は、これら個別の補完計画における共通課題や地域住民が主体となった地域福祉活動の推進のための方策を一体的に定めたものです。

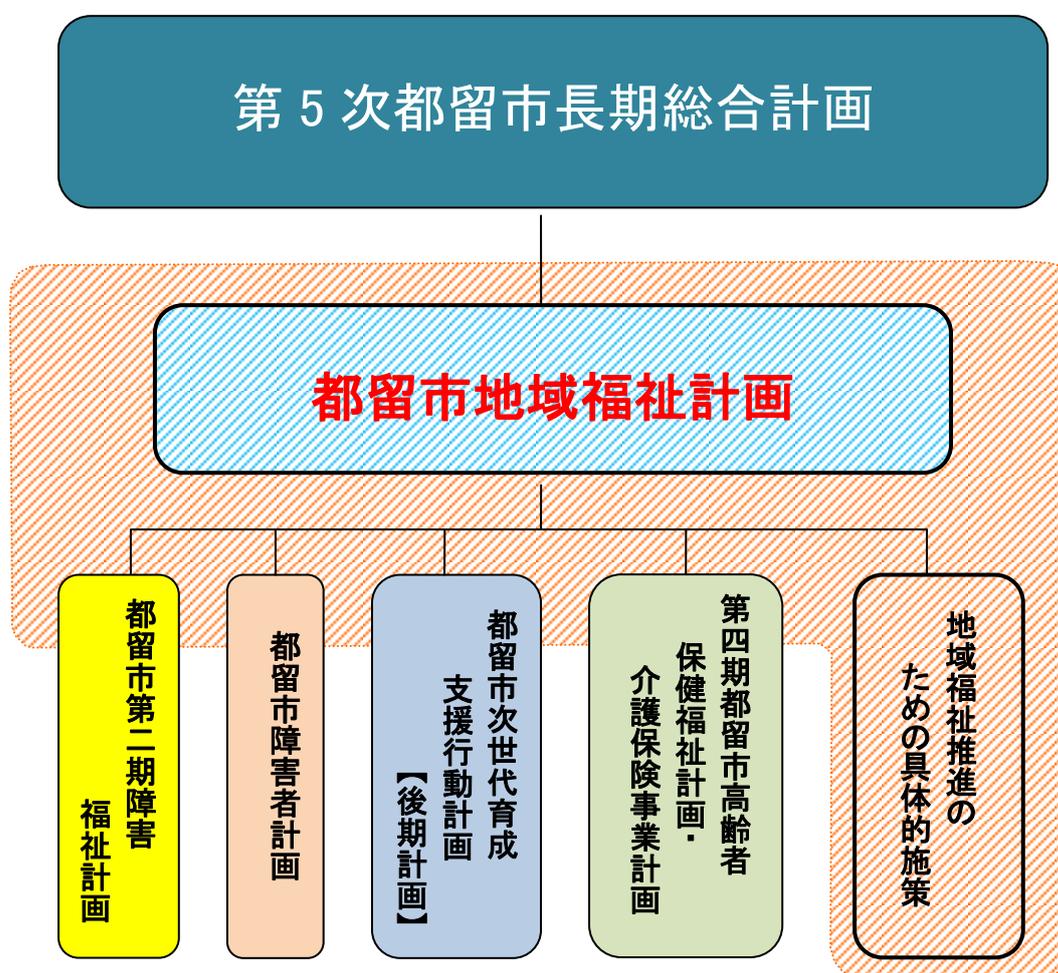
本市では子どもから高齢者まで、全ての住民の人権が尊重され、地域社会全体で互いに支え合い、助け合いながら共に暮らすことができる福祉のまちの実現を目指して、住民と一体となった取り組みに努めてまいります。

## 2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき策定されています。

都留市の基本構想として策定された「第 5 次都留市長期総合計画」を上位計画とし、その福祉分野の具体的な施策を実行するための補完計画として各法律に基づき策定された「第 4 期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「都留市次世代育成支援行動計画【後期計画】」「都留市障害者計画」「都留市第 2 期障害福祉計画」に共通する地域福祉推進の理念により、各分野の横断的な福祉課題に総合的に取り組むための計画として地域福祉計画は位置づけられます。

また各福祉分野の補完計画は、本計画の対象分野であるため、本計画の施策の一部として位置づけられます。



### 3 計画の期間

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とします。

#### ■ 計画期間

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
<b>地域福祉計画</b> 〈平成 22 年度～平成 26 年度〉						
<b>第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</b> 〈平成 21 年度～平成 23 年度〉						
<b>次世代育成支援行動計画【後期計画】</b> 〈平成 22 年度～平成 26 年度〉						
<b>障害者計画</b> 〈平成 19 年度～平成 23 年度〉						
<b>第 2 期障害福祉計画</b> 〈平成 21 年度～平成 23 年度〉						
<b>第 5 次長期総合計画</b> 〈平成 18 年度～平成 27 年度〉						

## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### 1 都留市の現状

#### (1) 人口の推移

本市の過去5年間の人口の推移を見ますと、毎年度200人前後の人口が減少していて、平成21年度は31,947人となっています。

逆に世帯数は過去5年間で毎年度増加していて、平成21年度は11,668世帯となっていますが、これは核家族化による世帯分離が進んでいるためであると思われます。

(単位:人、世帯)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人口	32,927	32,691	32,490	32,257	31,947
世帯数	11,415	11,484	11,525	11,640	11,668

各年度とも翌年3月31日現在 資料:市民生活課

#### (2) 高齢者の現状

本市の65歳以上の高齢者人口は、過去5年間で毎年度100人前後増加していて、平成21年度は7,617人となっています。

(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高齢者数 (65歳以上)	7,172	7,329	7,465	7,566	7,617

各年度とも翌年3月31日現在 資料:市民生活課

#### (3) 子どもの現状

本市の出生者数は、過去5年間で平成19年度は増加しましたが、概ね減少傾向にあり、平成21年度は223人となっています。

また出生者数の減少に伴い19歳以下の子どもの数は毎年度減少していて、平成21年度は6,301人となっています。

(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
出生者数 (4/1~3/31)	268	248	266	242	223
子どもの数 (0~19歳)	6,935	6,778	6,608	6,457	6,301

各年度とも翌年3月31日現在 資料:市民生活課

#### (4)障害者の現状

##### ① 身体障害者手帳所持者の現状

本市の身体障害者の現状は、過去 5 年間の身体障害者手帳の所持者数の推移を見ますと、平成 18 年度は若干減少しましたが、概ね増加傾向にあり、平成 21 年度は 1,113 人となっています。

##### ■身体障害者手帳所持者の推移 (単位:人)

障害等級	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1 級	347	350	352	361	368
2 級	175	176	180	176	172
3 級	159	150	152	155	155
4 級	227	229	243	255	267
5 級	78	75	77	78	71
6 級	76	79	85	81	80
合 計	1,062	1,059	1,089	1,106	1,113

各年度とも翌年 3 月 31 日現在 資料:福祉課

##### ②知的障害者の現状

本市の知的障害者の現状は、過去 5 年間の療育手帳の所持者数の推移を見ますと、毎年度増加していて、平成 21 年度は 190 人となっています。

##### ■療育手帳所持者の推移 (単位:人)

障害程度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
A1(最重度)	13	13	14	14	14
A2(重度)	60	61	64	66	68
A3(中度)	3	3	3	5	5
B1(中度)	63	64	70	68	69
B2(軽度)	22	25	28	30	34
合 計	161	166	179	183	190

各年度とも翌年 3 月 31 日現在 資料:福祉課

##### ③精神障害者の現状

本市の精神障害者の現状は、過去 5 年間の精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移を見ますと、概ね増加傾向にあり、平成 21 年度は 129 人となっています。

##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 (単位:人)

障害等級	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1 級	29	28	29	30	31
2 級	76	72	76	83	82
3 級	15	20	20	16	16
合 計	120	120	125	129	129

各年度とも翌年 3 月 31 日現在 資料:福祉課

## 2 地域の福祉活動の現状

### (1) ボランティア団体の現状

本市内にあるボランティア団体の推移を見ますと、平成 20 年度を除き増加傾向にあり、平成 21 年度は 92 団体となっています。

### (2) NPO法人の現状

本市内にあるNPO法人の推移を見ますと、概ね増加となっていて、平成 21 年度は 17 法人となっています。

### (3) 老人クラブの現状

本市には平成 21 年度で 54 の老人クラブがありますが、過去 5 年間の推移を見ますと、概ね減少傾向にあります。

### (4) 自治会の現状

本市には 91 の自治会があり、地域のための交流活動などを実施しています。

### (5) 民生委員・児童委員の現状

本市には 82 人の民生委員・児童委員がおり、地域住民の身近な相談支援者として日々活動しています。

#### ■地域福祉活動団体等の推移

(単位: 団体、法人、人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
ボランティア 団体	73	81	90	86	92
NPO法人	12	15	15	16	17
老人クラブ	59	57	57	54	54
自治会	91	91	91	91	91
民生委員・ 児童委員	82	82	82	82	82

各年度とも翌年 3 月 31 日現在 資料: 都留市社会福祉協議会、福祉課、やまなし NPO 情報ネット

### 3 福祉関係計画の動向

高齢者保健福祉・介護保険分野、次世代育成支援分野、障害福祉分野の施策については本計画の対象ではありますが、既に各分野で個別に計画が策定され、施策が実施されているため、本計画の策定にあたって、各分野の個別計画を本計画の施策の一部として位置づけます。

各分野の施策の詳細については各計画をご覧いただきたいと思いますので、ここではその概要について説明します。

#### (1) 高齢者保健福祉・介護保険分野

##### 『第4期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』

今後超高齢社会を迎える本市において、すべての高齢者が個人の尊厳を保持しながら住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らせるように、介護、介護予防、生活支援などの各種施策の内容、サービスの提供量、提供体制等を具体的に定め、市民とともに推進していくことを目的として、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」と老人福祉法に基づく「老人福祉計画」を一体的にした「第4期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は策定されています。

本市では当該計画を基に、健康づくりの推進や、環境整備、介護予防や疾病予防の充実、さらに介護が必要になった場合でも安心できるサービス提供体制の充実、地域住民がみんなで支え合う地域づくりなど、総合的な施策を住民と行政が協力して取り組んでいます。

##### ① 基本理念

【健康ではつらつと暮らせるまちづくり】

##### ② 施策の体系

基本目標	基本施策	
安心して介護が受けられるまち	安心介護サービスの充実	① 地域包括ケアの推進 ② 介護サービスの充実
健やかに暮らせるまち	疾病予防・介護予防・生活支援の推進	① 疾病予防・健康づくりの推進 ② 介護予防の推進 ③ 在宅生活・介護支援の充実

いきいきと活動し、みんなでささえあうまち	生きがい対策と支えあいの体制づくり	① 地域支援ネットワークづくり ② 高齢者の生きがい活動の促進 ③ すべての人にやさしいまちづくりの推進
----------------------	-------------------	--

## (2) 次世代育成支援分野

### 『都留市次世代育成支援行動計画【後期計画】』

次世代育成支援対策推進法は、「次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資すること」を目的としています。

次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進し、同法の目的を果たすために、本市では「都留市次世代育成支援行動計画【後期計画】」が策定されています。

当該計画には、①「子どもの視点」、②「子育てする親の視点」、③「仕事と生活の調和実現の視点」、④「次代の親の育成の視点」、⑤「地域づくりの視点」の5つの基本的な視点から次世代育成支援に関する各施策が掲げられています。

本市では当該計画を基に、子育てをまちぐるみで支援する仕組みづくりをさらに進めながら、子育ての喜びを地域全体で実感し、次代を担う子どもを地域全体で育てる環境を整備していくよう取り組んでいます。

#### ① 基本理念

【地域の中で、子どもが健やかに のびのび育つまちづくり】

#### ② 施策の体系

1. 地域における子育ての支援	① 地域における子育て支援サービスの充実 ② 保育サービスの充実 ③ 子育て支援のネットワークづくり ④ 児童の健全育成 ⑤ 子育て家庭への経済的支援
2. 母性並びに乳幼児及び児童の健康の確保・増進	① 子どもや母親の健康の確保 ② 「食育」の推進 ③ 思春期保健対策の充実 ④ 小児医療等の充実
3. 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進	① 児童虐待防止の充実 ② 障害児施策の充実 ③ ひとり親家庭の自立支援の推進

4. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	① 次代の親の育成 ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ③ 家庭や地域の教育力の向上 ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
5. 仕事と家庭生活の両立	① 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現のための環境づくりの促進 ② 男女共同参画社会の推進
6. 子育てにやさしい安心・安全なまちづくりの推進	① 子どもが安心して遊ぶことのできる環境の整備 ② 安心して外出できる環境の整備 ③ 安全・安心なまちづくりの推進

### (3) 障害福祉分野

#### 『都留市障害者計画』『都留市第2期障害福祉計画』

障害福祉の分野では、障害者基本法に基づく「都留市障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「都留市第2期障害福祉計画」が策定されています。

障害者基本法は、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障害者の福祉を増進すること」を目的としていて、「都留市障害者計画」は同法の目的を果たすための、本市における障害者の状況を踏まえた、障害者施策の基本的な計画として位置づけられます。

障害者自立支援法は、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を目的としていて、「都留市第2期障害福祉計画」は同法の目的を果たすための、障害者福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画として位置づけられます。

本市では両計画に掲げた施策を着実に実施し、地域社会全体が一体となった障害者支援体制の整備に取り組んでいます。

#### ① 基本理念

##### 『都留市障害者計画』の基本理念

【障害の有無にかかわらず、市民の誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現】

『都留市第2期障害福祉計画』の基本理念

- 1.【障害者の自己決定と自己選択の尊重】
- 2.【市町村を基本とする仕組みへの統一と3障害に係る制度の一元化】
- 3.【地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供の整備】

② 施策の体系

『都留市障害者計画』の施策の体系

基本的視点	基本施策	
だれもが暮らしやすいまちをつくるために	相互理解の促進	① 啓発・広報活動の推進 ② 福祉教育等の推進
	協働体制の整備	① NPO、ボランティア等の活動の推進 ② 本人活動の支援
	やさしいまちづくりの推進	① ユニバーサルデザインの推進
	安心・安全の確保	① 防災対策等の推進
生まれ住み慣れたまちで暮らすために	自己選択・自己決定の尊重	① 相談・支援体制の充実と連携 ② 権利擁護等制度の活用促進
	福祉サービスの充実	① 居宅生活支援サービスの充実 ② 生活の場の確保 ③ 福祉手当等制度の活用 ④ 福祉マンパワーの確保
自らの力を高め地域でいきいきと活動するために	保健・医療の充実	① 障害の原因となる疾病等の予防・治療 ② 地域療育の推進 ③ 医療・医学的リハビリテーション等の充実
	教育の充実	① 一貫した教育的支援体制の整備
	雇用・就労の支援	① 雇用の場の拡大 ② 就労に向けた支援施策の推進
	社会参加への支援	① 情報バリアフリー化の推進 ② スポーツ・文化・芸術活動の振興 ③ 外出や移動等の支援の充実

『都留市第2期障害福祉計画』の施策の体系

基本施策	各施策	
障害福祉サービスの充実	訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 居宅介護</li> <li>② 重度訪問介護</li> <li>③ 行動援護</li> <li>④ 重度障害者等包括支援</li> <li>⑤ 短期入所</li> </ul>
	日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活介護</li> <li>② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)</li> <li>③ 就労移行支援</li> <li>④ 就労継続支援(A型・B型)</li> <li>⑤ 療養介護</li> <li>⑥ 児童デイサービス</li> </ul>
	居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 共同生活介護(ケアホーム)</li> <li>② 共同生活援助(グループホーム)</li> <li>③ 施設入所支援</li> </ul>
	その他の障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 指定相談支援(サービス利用計画作成)</li> <li>② 補装具費の給付</li> <li>③ 自立支援医療費の給付</li> <li>④ 療養介護医療費の給付</li> </ul>
地域生活支援事業の充実	相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害者相談支援事業</li> <li>② 地域自立支援協議会</li> <li>③ 相談支援機能強化事業</li> <li>④ 成年後見制度利用支援事業</li> </ul>	
	コミュニケーション支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 手話通訳者派遣事業</li> <li>② 要約筆記者派遣事業</li> </ul>	
	日常生活用具給付事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター事業	
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問入浴サービス事業</li> <li>② 更正訓練費・施設入所者就職支度金給付事業</li> <li>③ 日中一時支援事業</li> <li>④ 生活サポート事業</li> <li>⑤ 点字・声の広報等発行事業</li> <li>⑥ 奉仕員養成研修事業</li> <li>⑦ 自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成事業</li> </ul>	

## 第3章 計画の基本的な考え方

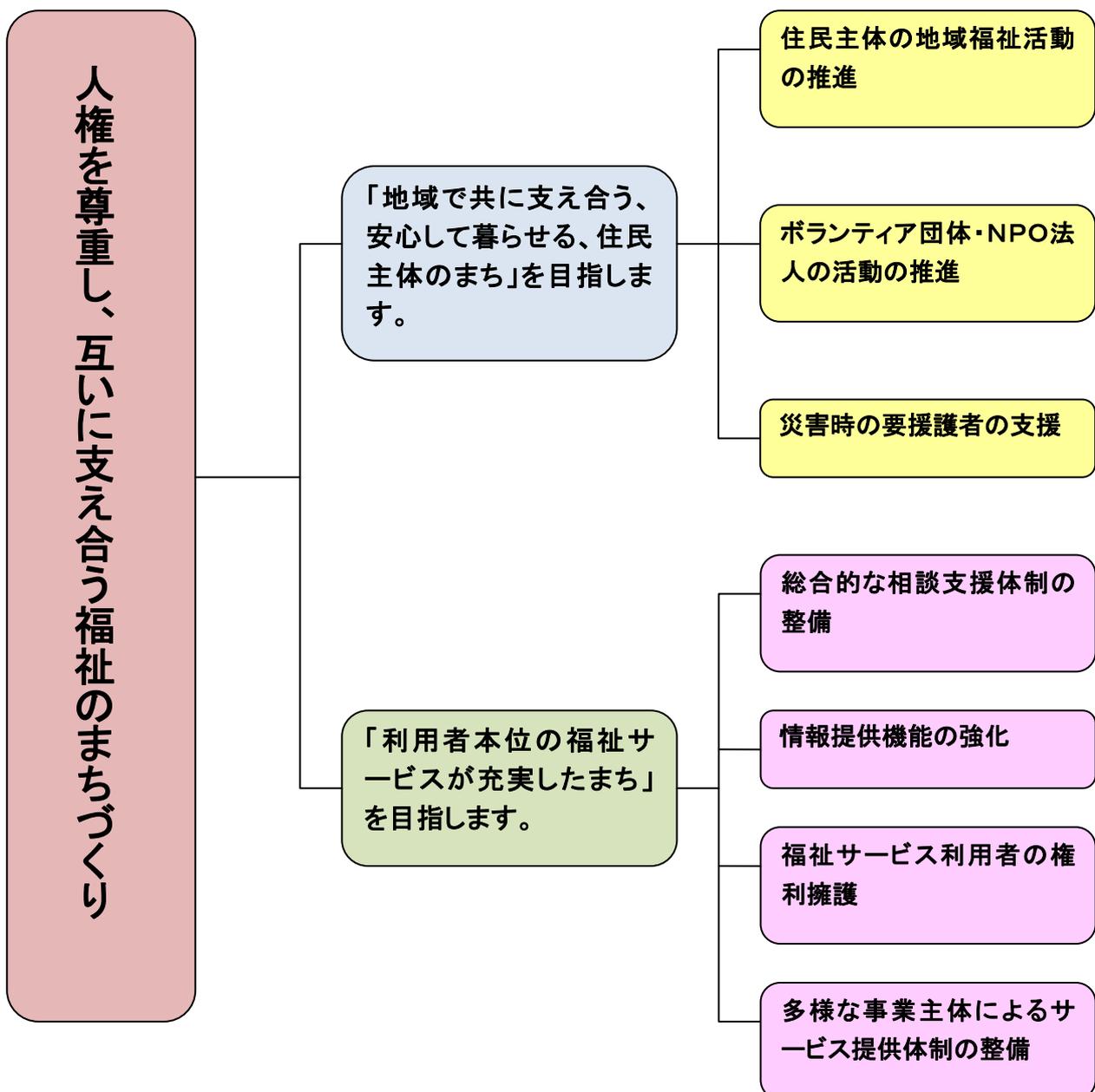
### 1 施策の体系

本計画における施策の体系は、次のとおりです。

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】



## 2 計画の基本理念

### 『人権を尊重し、互いに支え合う福祉のまちづくり』

子どもから高齢者まで、全ての住民の人権が尊重され、地域社会全体で互いに支え合い、助け合いながらともに暮らすことができる福祉のまちづくりを本計画の基本理念とします。

## 3 計画の基本目標

### 1. 「地域で共に支え合う、安心して暮らせる、住民主体のまち」を目指します。

お互いが支え合い、助け合うことにより、地域住民が自らの手で多様な生活課題を解決していくことができる、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、地域福祉活動への住民参加の仕組みづくりを推進していきます。

### 2. 「利用者本位の福祉サービスが充実したまち」を目指します。

気軽に相談が受けられ、必要な情報が容易に手に入り、多様なサービスが選択でき、自らの権利が守られる、福祉サービス利用者にとって暮らしやすいまちを目指し、利用者本位の体制の整備を推進していきます。

## 第4章 地域福祉推進のための具体的施策の展開

### 1 住民主体の地域福祉活動の推進

#### 【現状・課題】

地域における少子高齢化が進み、単身世帯や核家族世帯が増え、地域の活力が低下したこと、人々の意識が深いつながりを望まないように変化したことなどにより、地域のつながりは希薄化し、高齢者、子育て中の親、障害者等が地域において孤立しやすい状況にあります。また援助を必要とする地域住民の多様な生活課題について行政だけでは把握や対応がしきれない状況にもあります。

ちょっとした手助けで解決する生活課題について、住民同士で気軽に相談や援助ができるような関係を、全ての住民の間で築くことができる地域社会を実現することが求められています。

#### 【施策の展開】

##### (1)地域福祉活動への住民参加の仕組みづくり

地域住民の抱えている生活課題に対して、住民同士でお互い助け合い、支え合うことが地域福祉活動の推進につながります。地域福祉活動については、まずはボランティア団体やNPO法人、地域協働のまちづくり推進会等を通じた住民参加が期待されますので、地域住民がこれらの団体等へ積極的に参加しやすい環境を整備していくとともに、住民の誰もが地域福祉活動に気軽に参加できる仕組みについても整備していきます。

##### (2)都留市社会福祉協議会、都留市まちづくり市民活動支援センターとの連携強化

地域福祉活動への住民参加については、地域における福祉活動の中心的な役割を担っている都留市社会福祉協議会や市民活動を推進する拠点として設置された都留市まちづくり市民活動支援センターと連携を図り、その仕組みづくりにあたっていきます。

##### (3)福祉教育・地域福祉推進を担う人材育成の充実

福祉に対する地域住民の関心を高めるため、教育委員会や都留市社会福祉協議会と連携して、学校や地域における福祉教育や各種研修会を充実させ、地域福祉推進を担う人材を育成していく体制を整備していきます。

## 2 ボランティア団体・NPO法人の活動の推進

### 【現状・課題】

本市においては 100 を超えるボランティア団体・NPO法人が活動しています。これらのボランティア団体・NPO法人を通じて多くの地域住民が地域福祉活動に参加されていると思われれます。少子高齢化の進展により行政では担いきれない多様な生活課題の解決には、ボランティア団体・NPO法人の役割が重要となってきます。

ボランティア団体・NPO法人が活動しやすい環境を整備し、より多くのボランティア団体・NPO法人に活動してもらうことが求められています。

### 【施策の展開】

#### (1) ボランティア団体・NPO法人の活動支援

都留市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、登録されたボランティア団体等の活動をホームページで紹介しています。今後はボランティア団体・NPO法人に対してより多くの住民に興味を持ってもらうために、本市のホームページや広報紙等を通じて活動内容を数多く紹介していき、ボランティア団体・NPO法人の魅力を伝えていきます。

また本市では都留市まちづくり市民活動支援センターの運営する「ハートフルネット都留」に登録することで、団体自身による活動紹介やメンバー間の連絡手段としての利用ができるよう整備されておりますので、多くの団体等に利用してもらうよう周知を図っていきます。

#### (2) ボランティア団体・NPO法人の設立等の相談支援

本市ではNPO法人の設立に関して補助制度を設けていますので周知を図るとともに、ボランティア団体・NPO法人の設立等の相談についても、設立・運営相談会を開催してボランティア団体やNPO法人の活動を支援している山梨県ボランティア・NPOセンター等と連携して対応していくよう体制を整備していきます。

#### (3) ボランティア団体・NPO法人の交流推進

ボランティア団体・NPO法人が個別に活動してだけでなく、団体や法人が相互に連携して活動していく方がより大きな効果が期待できますので、都留市社会福祉協議会ボランティアセンターや都留市まちづくり市民活動センターと連携して各団体等の交流を推進していきます。

### 3 災害時の要援護者の支援

#### 【現状・課題】

我が国で過去発生した地震や台風等の災害において、①防災関係部局と福祉関係部局等の連携が不十分であるため、避難勧告等の情報伝達体制が十分整備されていなかったこと、②個人情報保護意識の高まりに伴い要援護者(災害時に援護を必要とする者)情報の共有が進まないこと、③要援護者の避難支援者が定められてないこと、④避難所での要援護者への支援体制が十分整備されていなかったこと、⑤被災後の福祉サービスの継続に必要な体制が十分整備されていなかったことなどの課題が浮き彫りになりました。

本市においても災害が発生した場合、これらの課題に直面することが予想されます。これらの課題解決に対応するために災害時の要援護者支援に関し取り組んでいくことが求められています。

#### 【施策の展開】

##### (1)要援護者の把握

###### ①要援護者の対象範囲

本市においては要援護者を次のとおりとし、支援策を実施します。

1.一人暮らしの高齢者	2.寝たきりなどの要介護高齢者	3.認知症の高齢者	4.肢体不自由者	5.視覚障害者
6.聴覚障害者	7.言語障害者	8.内部障害者	9.精神障害者	10.知的障害者
11.乳幼児	12.児童	13.妊産婦	14.外国人	15.その他災害時に支援が必要な人

###### ②要援護者情報の把握方法

本市の各担当部局や都留市社会福祉協議会が保有する情報、地域住民による自主防災組織が収集した情報に基づき要援護者情報の把握をしていきます。

##### (2)要援護者情報の共有

###### ①関係機関間との情報共有方法

把握した要援護者情報については、要援護者本人の同意を得る作業を積極的に進め、同意が得られた要援護者からその提供を許された範囲内の情報につき、各関係機関への提供を実施していきます。

## ②要援護者情報の更新

要援護者情報の共有を図るため各関係機関との間に「都留市要援護者助け合いネットワーク」を構築し、そのネットワークに参加した各関係機関を集めた会議を毎年1回開催し、要援護者情報の更新を行っていきます。

## ③要援護者情報の保護

個人情報保護条例を遵守し、要援護者情報の提供にあたっては、必ず要援護者本人の同意を得てから行い、情報を共有した各関係機関については災害時支援の目的以外には、情報を利用しないよう誓約を取るなど、要援護者情報の保護に取り組んでいきます。

## (3)要援護者の支援

### ①日常的な見守り活動の推進

地域の自主防災組織や民生委員等に、日ごろから要援護者に関し見守り活動を行ってもらうことにより、要援護者との間に信頼・安心関係を築いてもらい、災害時の支援が円滑にいくよう取り組んでいきます。

### ②災害時の連絡体制

本市と都留市社会福祉協議会とで要援護者支援班を組織し、要援護者支援班が中心となって各関係機関と役割を分担して、要援護者の安否確認や避難誘導を実施する体制を整備していきます。

### ③マニュアルの活用

災害時の要援護者支援については、災害時要援護者支援マニュアルを活用して「都留市要援護者助け合いネットワーク」に参加した各関係機関の間で災害時の役割分担や対応を日ごろから確認しあうよう取り組んでいきます。

## 4 総合的な相談支援体制の整備

### 【現状・課題】

本市では高齢者・介護保険、子育て、障害者とそれぞれ担当が分かれているため、相談窓口もそれぞれの担当に分かれています。福祉サービスの利用に関するだけでなく、相談者の身近な生活上の課題に関する相談であったりと内容も多岐に渡っていて、複数の担当にまたがる場合もあるなど相談内容が複雑多様化している現状にあります。

福祉サービス利用者や相談者が気軽に相談できる環境や体制を整備することが求められています。

### 【施策の展開】

#### (1)総合的な相談支援体制の整備

高齢者・介護保険、子育て、障害者の3分野の相談が受けられる福祉総合相談窓口を設置するなど、より充実した相談支援ができる体制を整備していきます。

また既に複数の担当にまたがる相談については、担当同士連携して相談にあたり、困難な相談事例については関係部署が集まりケース会議を開いて共通認識をもって対応をしていくよう各関係部署の連携体制は整備されていますが、さらなる連携強化を図り、迅速な対応ができるよう庁内体制を随時見直していきます。

福祉分野の幅広い知識を習得し、相談支援の専門性を高めていくため、相談担当職員の研修を充実させるとともに、電話相談、メール相談、訪問相談等のような相談にも対応できるような体制を整備していきます。

#### (2)関係機関との連携の強化

地域での身近な相談活動を担っている民生委員児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、ケアマネージャー、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域活動支援センター、地域子育て支援センター、施設事業者、サービス提供事業者、医療機関、ソーシャルワーカーなどの関係者や関係機関との連携を強化し、福祉サービス利用者が地域で安心して生活できるようなサービス提供体制を整備していきます。

## 5 情報提供機能の強化

### 【現状・課題】

福祉サービス利用者にとっては、どのようなサービスがあるのか、自分が必要としているサービスが受けられるのか、手続きや相談はどこでできるのかといった情報を簡単に入手できる環境にあることが重要です。本市ではホームページや広報紙、通知などで福祉サービスに関する情報を提供していますが、内容が複雑でわかりにくいいため福祉サービス利用者に理解してもらえなかったり、本当に欲しい情報が入手できなかったりと、全ての福祉サービス利用者にとって必要な情報が入手しやすい環境には必ずしもなかったかと思われまます。

全ての福祉サービス利用者が必要な情報をわかりやすい方法により入手できるような環境を整備することが求められています。

### 【施策の展開】

#### (1)情報提供体制の充実

ホームページや広報紙の情報内容を充実させるとともに、通知等を含めわかりやすい言葉づかいや見やすい文字の大きさなどに配慮した、福祉サービス利用者の立場に立った情報提供体制の充実を推進していきます。

#### (2)新しい情報メディア(媒体)の利用

インターネットや携帯電話のメール機能など情報通信技術の向上に伴った新しい情報メディアを活用した情報提供の方法について検討していきます。

#### (3)情報収集能力と情報伝達能力の向上

地域で自立した生活を送るために必要なあらゆる福祉関連情報を収集し、福祉サービス利用者の求めに応じ情報の提供ができるよう担当職員の情報収集能力の向上や、情報提供をする際に、なるべくやさしい言葉づかいやわかりやすい説明で対応ができるよう担当職員の情報伝達能力の向上を図っていきます。

## 6 福祉サービス利用者の権利擁護

### 【現状・課題】

福祉サービス利用者はサービスを受ける側として弱い立場にあり、なかなかサービスを提供する側の施設や事業者に対しては自身の利益を主張しにくい状況にあります。また直接事業者等に対して苦情を申し立てても状況が改善されなかったり、他に相談する相手がいなかったりと福祉サービス利用者は不利益を被りやすい環境にあると思われます。

このようなことに対して福祉サービス利用者の権利擁護のために、成年後見制度等の様々な制度が制定されていますが、その制度についてはまだ十分に知られていない現状にあります。

誰もが満足したサービスを受けられるように、福祉サービス利用者からの意見・苦情を真摯に受け止め解決を図っていくなどの権利擁護の体制整備が求められています。

### 【施策の展開】

#### (1)苦情処理体制の整備及び周知

##### ①苦情相談窓口

高齢者・介護保険、子育て、障害者の各分野の担当において各サービス利用者の苦情相談を受け付けています。今後は総合相談窓口の設置に伴い各分野の苦情相談についても総合的に受け付けができるような体制の整備を検討していきます。

##### ②運営適正化委員会(山梨県社会福祉協議会)

本県においては山梨県社会福祉協議会の中に「運営適正化委員会」を設けて、直接福祉サービス利用者からの、施設やサービス提供事業者に対する苦情相談を受け付けています。

本市においても運営適正化委員会との連携を深め、苦情相談の解決にあたりとともに、福祉サービス利用者に対し、苦情相談窓口としての運営適正化委員会の周知を図っていきます。

#### (2)日常生活自立支援事業

都留市社会福祉協議会では、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。

福祉サービス利用者の権利擁護につながる当該事業が利用しやすいよう、本市としても都留市社会福祉協議会と連携して当該事業を推進していきます。

### (3)成年後見制度

判断能力が不十分なために、財産侵害や人権侵害を受けたりすることがないように、法律面や生活面で支援する仕組みとして成年後見制度があります。

本市では既に「成年後見制度支援事業実施要綱」を策定していて、要綱で定められた支援対象者に対しては申し立ての支援を行うなどの体制が整備されていますので、今後も引き続き当該制度の利用について周知を図っていきます。

## 7 多様な事業主体によるサービス提供体制の整備

### 【現状・課題】

地域住民の多様な生活課題を解決するためには、多様なサービスを提供していくことが必要となります。サービス提供事業所が近場がないために必要なサービスが受けられない、あるいは必要なサービスを受けるために遠くまで行かなければならないなど不都合や不便を感じている住民もいると思われます。

このような不都合や不便をなくし、生活課題を抱えた全ての住民が必要なサービスを受けられるよう、多様なサービス提供体制を整備することが求められています。

### 【施策の展開】

#### (1) サービス提供事業者の参入促進

地域における多様な福祉サービスの提供を充実させるためには、多様な主体によるサービス提供事業者を地域に確保する必要があります。サービス提供事業者の参入促進を図るため情報提供等の支援を実施していきます。

#### (2) コミュニティビジネスの育成

コミュニティビジネスとは、地域の抱える課題を地域住民が主体となって、ビジネスの手法を用いて解決していく取り組みです。ビジネスといっても利益はあくまで最終的には地域社会（コミュニティ）に還元されなければ、コミュニティビジネスとは言えません。コミュニティビジネスには地域の課題を解決することだけでなく、新規雇用の創出など地域の活性化につながる効果も期待されます。

特に福祉分野を中心に、地域社会への多様な効果が期待されるコミュニティビジネスの育成に取り組んでいきます。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の進行管理について

本計画の推進にあたっては、「第4期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「都留市次世代育成支援行動計画【後期計画】」「都留市障害者計画」「都留市第2期障害福祉計画」にかかる施策については、それぞれの計画に基づいた進行管理を実施していきます。

本計画における具体的施策については、地域住民、ボランティア団体、NPO法人、サービス提供者、社会福祉協議会、行政等の役割分担をお互い確認して、それぞれが主体的に地域福祉活動を実践していき、本計画に掲げる基本目標を達成していくために、その達成状況や施策の実施状況についてお互い点検・評価を行っていき、必要があれば計画の具体的施策等の見直しを実施していきます。



## 都留市地域福祉計画



発行：平成22年9月

発行者：都留市

企画・編集：都留市役所 市民・厚生部 福祉課

〒402-0051

山梨県都留市下谷2516-1 いきいきプラザ都留

TEL:0554-46-5112

FAX:0554-46-5119

